

認可外保育施設における性被害防止対策事業実施要領	新設
<u>1 事業の目的</u> <u>既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</u> <u>2 対象施設</u> <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業（個人のベビーシッターを除く。）を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>なお、地方公共団体が運営するもの及び証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。（以下「対象施設等」という。）</u> <u>3 対象事業</u> <u>性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業。</u> <u>4 対象事業の制限</u> <u>（1）次に掲げる事業については、対象としないものとする。</u> <u>①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業</u> <u>②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）</u> <u>③既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業</u> <u>（2）本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。</u> <u>なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。</u> <u>5 実施要件</u> <u>実施については、以下①～④を満たすものとする。</u> <u>① 事業の内容は、対象施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うものとする。</u> <u>② 事業にあたっては、以下に留意すること。</u> <u>・カメラ設置の可否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。</u> <u>・カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行う</u>	

ことが望ましい。

・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像(以下、「映像等」という。)を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」(平成15年法律第57号)第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。また、子どもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

・「認可外の居宅訪問型保育事業」を行う事業者において本事業を実施する場合は、対象事業者において性被害防止対策を講じるため、カメラ等の備品の購入を行うものとする。

なお、居宅において保育を行うという性質上、カメラ等の備品については、保護者が子どもの見守り等に活用することを妨げないものとする。この場合、事業者は当該カメラ等を保護者に貸与できるものとするが、貸与に当たり費用を徴収してはならない。

また、事業者は、保護者から見守りの様子等に関する情報提供を受ける仕組みを設けるとともに、提供された情報を踏まえ必要な措置を講じる体制を整備すること。

病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業実施要領新設1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

「病児保育の実施について」（令和6年3月30日付こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「病児保育事業実施要項」の4（3）に基づく事業（以下「病児保育事業（体調不良児対応型）」という。）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象施設

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等、及び当該年度中又は翌年度中に病児保育事業（体調不良児対応型）の実施を予定している保育所等。

5 対象事業の制限

（1）次に掲げる事業については、対象としないものとする。

①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

（2）本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。ただし、新たな需要への対応が必要な場合には、経過期間に関わらず再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。